

令和6年度介護保険料 特別徴収（年金天引き） 6月新規開始の算定基礎

保険料は所得等に応じて次のように区分されます。

保険料段階	対 象 者	保険料率	仮 徴 収 額		参 考 年間保険料額
			6 月	8 月	
第 1 段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者または市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く。）の合計額が80万円以下の人	基準額×0.50 (基準額×0.30)	3,600円	3,600円	30,600円 (18,360円)
第 2 段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く。）の合計額が80万円を超えて120万円以下の人	基準額×0.70 (基準額×0.50)	6,100円	6,100円	42,840円 (30,600円)
第 3 段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く。）の合計額が120万円を超える人	基準額×0.75 (基準額×0.70)	8,500円	8,500円	45,900円 (42,840円)
第 4 段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く。）の合計額が80万円以下の人	基準額×0.90	11,000円	11,000円	55,080円
第 5 段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く。）の合計額が80万円を超える人	基準額×1.00	12,200円	12,200円	61,200円
第 6 段階	市町村民税本人課税 (前年の合計所得金額125万円未満)	基準額×1.15	14,000円	14,000円	70,380円
第 7 段階	市町村民税本人課税 (前年の合計所得金額125万円以上 200万円未満)	基準額×1.25	15,300円	15,300円	76,500円
第 8 段階	市町村民税本人課税 (前年の合計所得金額200万円以上 400万円未満)	基準額×1.50	18,300円	18,300円	91,800円
第 9 段階	市町村民税本人課税 (前年の合計所得金額400万円以上 800万円未満)	基準額×1.75	21,400円	21,400円	107,100円
第 10 段階	市町村民税本人課税 (前年の合計所得金額800万円以上)	基準額×2.00	24,400円	24,400円	122,400円

※令和5年度の保険料段階を基に仮徴収額を設定しています。

※1回あたりの天引き額 = 年間保険料額 ÷ 5 (100円未満切り捨て)

※6月上旬に実施する処理により令和6年度の年間保険料額が確定し、年間保険料額から今回の仮徴収分を差し引いた額を10月、12月、2月の年金から天引きさせていただきます。

第1段階から第3段階までの人の介護保険料については、寒川町介護保険条例第6条第2項から第4項までの規定により、()内の金額となります。

この通知書は、介護保険法第129条、第131条、第135条、第136条、寒川町介護保険条例第6条及び第11条の規定に基づいて賦課徴収する介護保険料の仮徴収額納入通知書です。